

利 用 に あ た つ て

I 調査の概要

(1) 調査の沿革

1920年（大正9年）の第1回調査以来ほぼ5年ごとに行われており、今回の調査で20回目に当たる。

(2) 調査の時期

2015年（平成27年）10月1日午前零時現在によって行った。

(3) 調査の法的根拠

統計法（平成19年法律第53号）

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令

（昭和59年総理府令第24号）

(4) 調査の地域

日本全国（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島、島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島を除く地域において行った。）

(5) 調査の対象

調査時に調査地域に常住する者を世帯単位で調査

(6) 調査系統

国（総務省統計局）－都道府県－市区町村－指導員－調査員－世帯

(7) 調査事項 17項目

（世帯員に関する事項）13項目

① 氏名

② 男女の別

- ③ 出生の年月
 - ④ 世帯主との続柄
 - ⑤ 配偶の関係
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ 現在の住居における居住期間
 - ⑧ 5年前の住居の所在地
 - ⑨ 就業状態
 - ⑩ 所属の事業所の名称及び事業の種類（産業）
 - ⑪ 仕事の種類（職業）
 - ⑫ 従業上の地位
 - ⑬ 従業地又は通学地
- (世帯に関する事項) 4項目
- ① 世帯の種類
 - ② 世帯員の数
 - ③ 住居の種類
 - ④ 住宅の建て方

II 結果の表章

この資料は、2015年10月1日現在で総務省統計局の所管により実施された、「2015年国勢調査」の人口等基本集計結果をとりまとめた。

表章形式等については、総務省統計局の人口等基本集計結果（全国編）（人口及び世帯数の確定結果並びに人口、世帯及び住居に関する基本的な事項や高齢世帯等に関する事項）の概要を参考にした。

なお、年号については、原則として西暦を使用した。

III 符号の用法

[…] 不明 [△] マイナス [-] 該当数字なし
[0] 単位未満

百分率は、四捨五入で計算しているので、構成比の表示の合計が一致しないことがある。

また、割合は、特に注記のない限り分母から不詳を除いて算出しており、過去の割合も同様の方式で再計算している。

IV 用語の説明

(1) 人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住（次に該当）している者をいう。

(2) 調査の対象と場所

2015年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- ①□学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校若しくは第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- ② 病院又は療養所に入院、入所している者で引き続き3か月以上入院又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- ③ 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。

- ④ 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- ⑤ 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑が確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院
本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としたが、次の者は調査の対象から除外した。
 - ① 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
 - ② 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

（3）面積

本報告書に掲載し、また人口密度の算出に用いた面積は、国土交通省国土地理院が公表した2015年10月1日現在の「平成27年全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

（4）年齢

年齢は、2015年9月30日現在による満年齢である。

なお、2015年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とする。

（5）配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分している。

区分	内容
未婚	まだ結婚したことのない人
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
死別	妻又は夫と死別して独身の人
離別	妻又は夫と離別して独身の人

(6) 国籍

二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱っている。

- ① 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人－日本
- ② 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人－調査票の国名欄に記入された国

(7) 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。

区 分	内 容
一般世帯	<p>(1)住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含む。</p> <p>(2)上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者</p> <p>(3)会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、 独身寮などに居住している単身者</p>
施設等の世帯	
寮・寄宿舎の学生・生徒	学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり（世帯の単位：棟ごと）
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり（世帯の単位：棟ごと）
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり（世帯の単位：棟ごと）
自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり（世帯の単位：中隊又は艦船ごと）
矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物ごと)
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など (世帯の単位：一人一人)

(8) 世帯主・世帯人員

① 世帯主

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっている。

② 世帯人員

世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

(9) 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分している。

区分	内容
親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯
非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
単独世帯	世帯人員が一人の世帯

<参考>

2005年以前の調査では、親族のみの世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合は、親族世帯に含めていた。例えば、次の表でいう「(1)夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含めていた。

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分している。

区分	
I 核家族世帯	
	(1) 夫婦のみの世帯
	(2) 夫婦と子供から成る世帯
	(3) 男親と子供から成る世帯
	(4) 女親と子供から成る世帯
II 核家族以外の世帯	
	(5) 夫婦と両親から成る世帯
	① 夫婦と夫の親から成る世帯
	② 夫婦と妻の親から成る世帯
	(6) 夫婦とひとり親から成る世帯
	① 夫婦と夫の親から成る世帯
	② 夫婦と妻の親から成る世帯
	(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
	① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
	② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
	① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
	② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
	(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯
	(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯
	① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
	② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
	(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
	① 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
	② 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯	
(14) 他に分類されない世帯	

(10) 3世代世帯

世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。

したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含む。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含まない。

(11) 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の人一人のみの一般世帯をいう。

高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいう。

(12) 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分している。

区分	内 容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。） 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となる。
住宅以外	寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含む。

(13) 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を次のとおり区分している。

区分	内 容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含む。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含む。
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

（14）合併との係わりについて

各調査期日における市域での数値である。

合併年月日 内海町・新市町…2003年2月3日

沼隈町 ……2005年2月1日

神辺町 ……2006年3月1日